

## ⑯ 繁華街等対策

### 積極的疫学調査の実施【保健予防課】

- ・当初より、感染症法及び厚生労働省からの通知に基づき、感染拡大防止のため、新型コロナウイルスの発生届を受理後、感染者に対して積極的疫学調査を行い、入院の必要性の判断や健康観察とともに、学校や職場、利用している在宅サービス等についても確認を実施
- ・施設への連絡や保健指導を適宜実施し、感染者が多く発生している施設がないか等を分析したところ、飲食店等繁華街の施設職員・利用者での増加傾向が見られたことから、飲食店等の協力を得て、一部の店舗や団体を訪問し、健康教育を実施

### 繁華街新型コロナ対策連絡会の発足・開催【企画政策課】

- ・2年5月以降、繁華街における感染が拡大したことを受け、繁華街における感染拡大防止に官民一体となって取組むため、区と事業者で構成される「新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」を2年6月18日に発足



新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会

回数	開催日	参加者数	内容
第1回	2年6月18日	約50名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有</li> <li>・意見交換</li> </ul>
第2回	2年7月16日	約50名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会専用メールアドレスの設置</li> <li>・感染者が発生した時の対応フロー図の作成と周知</li> <li>・感染症対策チェックリストの作成と周知</li> <li>・各種情報提供 (もしサボ@東京、感染防止ステッカー)</li> </ul>
第3回	2年11月19日	約300名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新宿区新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー」砂川医師による講演会</li> <li>・区保健所による感染症対策講習会</li> </ul>

第4回	3年3月30日	約20名	・連絡会発足時の協力者に対し、「新宿区新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー」砂川医師と区保健所長より、変異株への警戒、ワクチンの接種の重要性について説明
-----	---------	------	--

・繁華街における感染拡大状況や課題の共有、対策の検討を行うため、区と店舗経営者等による勉強会を2年6月3日の開催以降、3年1月19日までに計14回<sup>※</sup>開催

※「新宿区新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー」砂川医師を招いての開催4回（2年8月25日、10月13日、10月20日、3年1月19日）を含む

### 新宿区新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーの設置【企画政策課】

- ・区が実施または実施予定の新型コロナウイルスの感染対策に対し、専門的見地から必要な助言・指導を受けるため、2年8月17日に「新宿区新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー」を設置
- ・2年8月21日に「新宿区新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー」に国立感染症研究所実地疫学研究センター長の砂川医師を選任し、3年度以降も継続して選任

主な実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内繁華街の飲食店舗の視察やクラスターが発生した店舗の調査を行うなど、店舗経営者に感染症対策のアドバイスを実施</li> <li>・飲食店の感染症対策の取組を来街者の安心につながる情報として周知・発信するため、店舗の対策内容を紹介するエリアマップ作成の際に、各店舗の感染症対策のチェックや改善に向けたアドバイスを実施</li> <li>・区と多様な店舗経営者等による新型コロナウイルスに関する勉強会では、新型コロナウイルスに関する最新の知見を参加者と共有するとともに、店舗の感染症対策についての相談等に対応</li> <li>・新宿文化センターで実施した「新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」では、店舗経営者等に向けた感染対策に関する講演会を開催するとともに、広報新宿で区民に向けた感染対策啓発メッセージを発信</li> </ul>

## コラム

～当事者の声～

### 新宿区の新型コロナウイルス感染症対応協力を 通して学んだこと

新宿区新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー 砂川 富正  
(国立感染症研究所実地疫学研究センター長)

この3年間については第2波の2020年春～夏をまず思い出します。振り返ると、新型コロナウイルスそのものの感染性、すなわち、人が集まる、生活する場面で急激に感染拡大する特徴により、人と人が接する最たる場所である店舗内のみならず従業員の方々の生活の場でも感染が発生・拡大しており、店舗内で行われていた懸命の感染対策に加えて、日常生活での対策の重要性について注目することが出来ました。さらに複数の繁華街での対策強化に資するための啓発資料作りとして、現場の視察や意見交換に熱心に臨みました。

当時、店舗だけが感染対策をどれだけ強めても感染を防げないとの現場の声から、特にコロナ禍の後半以降、店舗の対策のみならず、訪れる客が繁華街や店舗を守るために協力出来ること、も含めた情報のまとめに注力したつもりでした。

新型コロナウイルスを含む感染症の問題は、これからも継続が考えられます。今回のコロナ禍で得た教訓を店舗や市民の皆様もぜひ生かして、今後の対策に努めていただきたいと思います。



思い出横丁での感染防止対策の状況視察

戸別訪問による感染拡大防止キャンペーンの実施【企画政策課】

・繁華街における感染が拡大したことを受けて、2年7月23日からの大型連休での感染拡大防止を図るため、繁華街に店舗を有する事業者と立ち上げた「新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」の一環として、区管理職と事業者が協力して対象店舗を訪問し、感染対策徹底への協力依頼に関するチラシを配布するキャンペーンを実施

実施日時	2年7/20～7/21（18時～21時）
対象店舗	歌舞伎町地区のホストクラブ・キャバクラ店舗等
訪問実績	2日間で約300店舗

新型コロナウイルス感染症予防  
接客のときの **ポイント7**

お客様、スタッフともに飲食時以外は **マスクを必ず着ける**  
フェイスシールドだけでは×

**大声で話さない** ようにする

直接ふれあわないように **少しはなれて** お客様を接待する

お客様の近くでは **シャンパンコールをしない**

お客様ごとに **接客するスタッフを決める**

**はじけすぎないように 飲みすぎない**

**回し飲みはしない**

コロナの疑問 解決動画  
QRコードを読み取ることで、各店のホスト・ホステスが  
リレー形式で感染症専門医へインタビュー（対応して  
いる動画を見ることができます。

新宿区保健所 保健予防課  
☎03-5273-3862

接客のときのポイント7

新型コロナウイルス感染症対策 チェックリスト  
【接待を伴う飲食店・管理者版】

店舗内の環境面の対策

- 30分に1回程度、換気をする
- お客様が入替わるタイミングで座席やテーブル、共用の物品等を消毒する
- 人がよく触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、エレベーターのボタン等）を定期的に清掃・消毒する
- 店舗の入り口や店内へ消毒備品を設置する
- 料理・おつまみは個別提供する
- BGMの音量を最小限にする
- 使用した食器やごみを取り扱う時は、手袋・マスクを着用し、作業後は必ず手洗い・手指消毒をする
- トイレは、手袋・マスクを着用して定期的に清掃・消毒する
- トイレのハンドドライヤーは利用を中止し、ペーパータオルを設置する

スタッフ向け対策

- マスクを必ず着用させる。フェイスシールドだけでは不可
- 出勤前に必ず体温や体調確認をさせ、報告させる
- 体調が悪いスタッフは休ませる。また、勤務中に体調が悪くなった場合は、すぐに帰宅させる
- 体調が悪い場合や濃厚接触の疑いがある場合には、受診・検査を勧める
- お客様には距離をとって接客させる
- お客様ごとに接客するスタッフを決める
- お客様の近くではシャンパンコールをさせない（マイクを使う場合は、毎回消毒）
- 休憩室は部屋の大きさに応じた人数制限をし、定期的に換気・消毒する
- 勤務時間以外も感染予防に努めさせる

お客様向け対策

- お客様にマスク着用を必ずお願いする
- 非接触型機器などでお客様を検温し、熱がある方には店舗利用をお断りする

お客様・スタッフ共通の対策

- 回し飲みはしない
- お酒を飲みすぎないようにする
- お客様、スタッフは直接ふれあわない

新宿区保健所 保健予防課  
☎03-5273-3862

飲食店向け感染症対策チェックリスト

### 感染症対策講習会【企画政策課】

- ・ 飲食店等の方へ感染症の正しい知識を伝え、官民一体となった感染症対策を推進するため、「第3回新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」において感染症対策講習会を開催し、受講した230店舗に対し、絵本ユニット「たあ先生」デザインによる受講証（店舗等掲出ステッカー）を2年12月11日に発行
- ・ 3年1月19日及び2月1日に感染症対策講習会を実施し、受講した60店舗に受講証（店舗等掲出ステッカー）を交付



受講証（ステッカー）

### 区内全域の飲食店への啓発チラシの送付【企画政策課】

- ・ 冬場の忘年会・新年会の時期における繁華街での新型コロナウイルス感染拡大防止の取組として、2年12月上旬に区内の飲食店約12,000店舗を対象に各種啓発チラシを送付し、各店舗に対する感染予防と拡大防止の徹底の依頼と店舗への支援策などの情報提供を実施

送付物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食業の皆様へ（感染予防と繁華街再生に向けた区長メッセージ）</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策 チェックリスト</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症患者が発生した時の対応【飲食店版】</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症予防 お客様への5つのお願い</li> <li>・ 「新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」の動き</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援策</li> </ul>
-----	--

飲食店版

## 新型コロナウイルス感染症対策 チェックリスト

**店舗の換気・清掃・消毒**

- 扉や窓を開け、扇風機を外に向けて使用するなど、定期的な換気を行っている。
- 来店者・従業員に手洗いや手指消毒の徹底を周知し、消毒用品等を各所に設置している。
- 複数の人が触れる場所は、こまめに清掃・消毒している。
- お客様の入れ替えのタイミングでテーブル等を消毒している。
- 使用済みのマスク等は、ビニール袋に入れて口を縛るなどして、密閉して捨てている。

**従業員への注意**

- マスクの着用を徹底している。
- 出勤前に検温や体調確認をさせ、毎日報告させている。
- 体調不良の従業員には休養を促し、勤務中に体調不良になった者はただちに帰宅させている。
- 休憩室を利用する時間をずらすようにし、2人以上が利用する場合には、休憩室内でもマスクを着用するようにさせている。
- 休憩室で食事をとる時には、座席の配置を斜め向かいにしたり、距離をとるなどの工夫をし、マスクを着用していない時は会話をしないようにさせている。

**お客様への対応**

- 来店時に発熱しているお客様には、入店をご遠慮いただくようにしている。
- 入店時にマスクを着用していないお客様には、マスクを配布している。
- 飲食時でも、会話をするときはマスクの着用を勧めている。
- お客様にグラスの回し飲みは控えるよう注意している。
- BGM等を小さくし、お客様が大声で会話をしないように配慮している。

**その他**

- 予約制の導入や混雑時整理券の配布、入場者数、滞在時間の制限等を行っている。
- 料理は大皿を避けて個々に提供する、従業員が取り分けるなどの工夫を行っている。
- 座席の配置を工夫するなど、お客様同士の距離をとるよう努め、距離を保てない場合はパーティション等を設置している。
- 会計等、対面になる場所はパーティションを設置するなど工夫している。

新宿区保健所 新宿区新型コロナウイルス 電話相談センター ☎ 03-5273-3836 FAX 03-5273-3820

感染症対策チェックリスト

## 新型コロナウイルス感染症予防

お気に入りのお店を守るために  
**お客様への5つのお願い**

飲食時でも  
**会話をする時は  
マスク着用**

滞在時間は短めに  
**飲みすぎない  
ように**

会話の声は控えめに  
**大声で話さない**

しっかり**手洗い**  
こまめに**消毒**

回し飲みなど  
**食器の共用を  
しない**

新宿区保健所 新宿区新型コロナウイルス電話相談センター ☎ 03-5273-3836 FAX 03-5273-3820

お客様への5つのお願い

### ■ メーリングリストを活用した情報提供【企画政策課】

・「新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」で設置したメーリングリストを活用し、繁華街の事業者等に対し、連絡会で共有した情報や最新の取組、行政の提供する事業支援情報など、登録事業者に対して迅速に正確な最新の情報を提供するため、2年7月10日から4年3月25日までに情報提供等を実施（計35回）

No.	日付	配信概要
1	2年7月10日	・もしサポ@東京について（都 LINE 相談のお知らせ）
2	2年7月22日	・繁華街新型コロナウイルス感染拡大防止キャンペーンを実施しました
3	2年7月22日	・区ホームページに「繁華街の感染拡大防止対策」を開設しました
4	2年8月7日	・店舗支援補助金のお知らせ
5	2年9月8日	・区長記者会見のお知らせ
6	2年10月29日	・都中小企業振興公社 助成延長のお知らせ
7	2年11月4日	・助成期間延長に関する募集要項の公表
8	2年11月13日	・連絡会（講演会、講習会）のご案内 11月19日開催

9	2年11月26日	・第3回連絡会の開催結果
10	2年12月9日	・普及啓発資料の送付
11	2年12月25日	・感染予防講習会のご案内
12	3年1月8日	・営業時間短縮の協力金について
13	3年1月14日	・営業時間短縮の協力金について（その2）
14	3年2月3日	・緊急事態宣言の延長について
15	3年3月8日	・新宿区のコロナ警戒期間について
16	3年3月12日	・国立感染症研究所 歌舞伎町チーム作成のコロナ対策サイトのご案内
17	3年4月9日	・第4回新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会を開催しました
18	3年4月12日	・コロナ対策リーダー登録について
19	3年4月12日	・まん延防止等重点措置の適用開始
20	3年5月31日	・緊急事態宣言延長に伴う都の緊急事態措置等
21	3年6月21日	・緊急事態宣言延長に伴う都の緊急事態措置等
22	3年7月9日	・7/12～8/22 緊急事態宣言発出に伴う都の緊急事態措置等
23	3年8月2日	・7/12～8/31 緊急事態宣言を延長・区職域接種の実施
24	3年8月19日	・7/12～9/12 緊急事態宣言を延長
25	3年8月20日	・都大規模接種会場で飲食業従事者ワクチン接種開始
26	3年8月26日	・区内飲食店従業員新型コロナワクチン接種予約開始 8月31日
27	3年9月11日	・飲食店従業員ワクチン接種まだ余裕あります ・緊急事態宣言延長
28	3年9月11日	・区の新型コロナウイルス感染症アドバイザー砂川医師からのメッセージ
29	3年9月30日	・緊急事態宣言解除・ワクチン接種をご検討ください
30	3年10月25日	・25日からは基本的対策徹底期間です ・ワクチン接種は10月中にお願いします
31	3年11月7日	・11/12～11/28 区役所第一分庁舎ワクチン接種対象を区内在勤・在学者に拡大します
32	4年1月21日	・1/21～2/13 まん延防止等重点措置の実施
33	4年2月14日	・3月6日まで延長 まん延防止等重点措置の実施
34	4年3月7日	・3月21日まで延長 まん延防止等重点措置の実施
35	4年3月25日	・区内在勤・在学者のワクチン接種開始

### 職域接種の活用による繁華街等の飲食店舗従業員へのワクチン接種【企画政策課】

・厚生労働省からの通知を受けて、職域接種制度を活用し、コロナ禍における区民への福祉サービス等の提供の継続性を確保するとともに、区内の新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、3年9月6日以降、11月30日までに区役所第一分庁舎にて、区の業務に携わるエッセンシャルワーカーや繁華街等の区内飲食店従業員、区職員等を対象に「新宿区職域接種」を実施（接種実績：約2,700人）

### 繁華街等見回り活動【危機管理課】

・緊急事態宣言の発出等を受け、来街者に対する早期帰宅や路上飲み防止を呼びかけることを目的として、新宿区安全・安心パトロール隊を活用し、来街者への呼びかけを実施

・都からの要請を受け、繁華街における感染拡大防止に関係機関等が一体となって取り組むため、都、新宿区医師会及び新宿警察署と連携し、拡声器を使用した繁華街パトロールを実施し、区はマスク配布及びプラカード掲示を実施

### 広報車(アドトラック)による呼びかけ【危機管理課】

・新規陽性者の急増やまん延防止等重点措置の適用を受け、人流抑制による感染拡大防止を図るため、広報車(アドトラック)を活用し、来街者への周知啓発を実施

実施日	実施エリア
3年8/4～8/31 (15時～22時)	・第62回区対策本部会議の決定を受けて、広報車を借上げ、運行は新宿区安全・安心パトロール隊に委託し、呼びかけを実施（歌舞伎町エリア（高田馬場地区を追加））し、広報車のデザインと連動した帰宅促進動画を区内大型ビジョン等で放映
4年1/25～3/21 (15時～22時)	・感染予防啓発パネルを装備した広報車をセントラルロード付近に配備し、感染防止を呼びかけるメッセージを放送（歌舞伎町エリア・高田馬場駅・さかえ通り）



広報車（アドトラック）の活用



帰宅促進動画デザイン

### 歌舞伎町地区での若者・女性への支援【総務課／危機管理課】

・コロナ禍で歌舞伎町地区に若者や女性が集まるようになり、犯罪被害に巻き込まれる事案が増加したことを受け、犯罪被害を防止するため、4年6月21日に「歌舞伎町安全・安心対策事業」を立ち上げ、歌舞伎町地区での若者や女性を対象とする「健全育成」や「性犯罪の防止」などのアウトリーチ活動を行う特定非営利活動法人・公益法人を支援



歌舞伎町シネシティ広場に集まる若者

年度	助成上限額	実績	実績額
4年度	1事業 50万円	2事業	1,000,000円

・「歌舞伎町安全・安心対策事業」を立ち上げるとともに、歌舞伎町安全・安心対策事業助成や安全・安心パトロール事業に活用するために「歌舞伎町安全・安心対策寄附金」を創設し、歌舞伎町地区に集まる若者や女性の犯罪被害防止活動への支援に賛同する個人・団体からの寄附を募集

## コ ラ ム

～当事者の声～

## 区の繁華街対策について

(当時) 企画政策課長 菊島 茂雄

令和2年4月緊急事態宣言発出以降、都民の外出自粛や時短営業要請、酒類提供の停止要請など飲食店経営者は新型コロナ感染拡大の初期から大きな影響を受けました。

そのため、区は飲食店を営む事業者等とともに「新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」を立ち上げ、未知のウイルスに関する情報共有や対応策の検討などを早期に実施し、協力体制を構築しました。

また、この連絡会とは別に、区長、保健所長が主催する、接待を伴う飲食店経営者との新型コロナに関する勉強会を実施し、区長が直接、事業者の現状を聴き、区のことを伝えることで、信頼関係を築くことが出来ました。

当時、区の進める積極的疫学調査の結果を感染者数だけを捉え、報道されたことによる風評被害も事業者に大きなダメージを与えました。このとき区長は、多くのメディアの取材に応じ、事業者の協力体制と感染拡大防止の取組について、正しい情報を発信し続けました。

こうした取組が、「新宿区新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー」のご指導もいただきながら実施した繁華街のクラスター対策、「繁華街新型コロナウイルス感染拡大防止キャンペーン」の実施や「区内飲食店従業員のワクチン接種」などの実施に繋がったことで、感染症対策に官民一体となって取組めたと考えています。

## ⑰国・都の給付金

### 特別定額給付金【給付金対策室】

・国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う区民の生活への負担に配慮し、感染拡大防止に留意しながら簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計を支援することを目的に、対象者（区の住民基本台帳に記録されている者）1人につき10万円の給付を実施

日付	対応
2年5月1日	特別給付金対策室の設置
2年5月11日	申請受付開始
2年5月29日	支給開始
2年8月31日	受付終了

支給額（1人あたり）	支給人数	支給額（合計）
10万円	343,251人	34,325,100,000円

### 子育て世帯臨時特別給付金【子ども家庭課】

・内閣府からの通知を受けて、新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯を支援するため、2年4月分（3月分を含む）児童手当（特例給付を除く）を受給している世帯に対し、児童1人につき1万円の給付を実施

日付	対応
2年5月1日	事業実施決定
2年6月2日	申請受付開始
2年6月26日	支給開始
2年11月30日	申請受付終了
3年3月31日	事業終了

年度	対象者	給付者数	児童数	金額
2年度	民間	13,302人	19,366人	193,660,000円
	公務員	925人	1,507人	15,070,000円
	合計	14,227人	20,873人	208,730,000円

### ひとり親世帯臨時特別給付金【子ども家庭課】

・厚生労働省からの通知を受けて、新型コロナウイルスの影響を受けているひとり親世帯を支援するため、児童扶養手当受給者等に対し、1世帯あたり5万円、児童1人追加につき3万円の基本給付（2回支給）と1世帯あたり5万円の追加給付を実施

日付	対応
2年6月19日	事業実施決定
2年8月3日	申請受付開始
2年8月14日	支給開始
3年2月26日	申請受付終了
3年3月31日	事業終了

年度	給付区分	対象者	給付者数	児童数	金額
2年度	基本給付 (1回目)	①2年6月分の児童扶養手当受給者	1,323人	1,718人	78,000,000円
		②公的年金等受給により2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない者	56人	67人	3,130,000円
		③新型コロナウイルスの影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となった者	182人	254人	11,260,000円
	基本給付 (2回目)	・上記基本給付①～③と同様	1,561人	2,039人	92,390,000円
	追加給付	・基本給付①を受けた者のうち、新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、収入が減少した者	694人		34,700,000円
		・基本給付②を受けた者のうち、新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、収入が減少した者	34人		1,700,000円
合計（人数からは2回目及び追加支給除く）			1,561人	2,039人	221,180,000円

### 子育て世帯への臨時特別給付金【子ども家庭課】

・内閣府からの通知を受けて、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、その影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、児童1人につき10万円の給付を実施

日付	対応
3年12月10日	事業実施決定
3年12月15日	申請受付開始
3年12月27日	支給開始
4年4月28日	申請受付終了
4年5月31日	事業終了

年度	給付区分	対象者	給付者数	児童数	金額
3年度※1	積極給付	・3年9月分の児童手当受給者 (公務員を除く) ・3年9/1～4年3/31に出生した子どもを養育する児童手当受給者 (公務員を除く) ※先行給付と追加給付の2回に分けて、それぞれ5万円ずつ支給	12,706人※2	18,346人※3	1,831,850,000円
	申請給付	・公務員であり、3年9月分の児童手当受給者 ・公務員であり、3年9/1～4年3/31に出生した子どもを養育する児童手当受給者	889人	1,457人	145,700,000円
		・平成15年4/2～平成18年4/1に出生した子を養育する者のうち、主たる生計維持者(児童手当における特例給付相当の所得がある者を除く)	2,311人	2,447人	244,700,000円
		・基準日(3年9月30日)よりも後の離婚等によって新たに対象児童の主たる養育者になっているにもかかわらず給付金を受け取れなかった者 (児童手当の特例給付の受給者及び特例給付相当の所得がある者を除く)	12人	17人	1,700,000円
	合計		15,918人	22,267人	2,223,950,000円

※1 3年度末に出生した児童等は4年度に給付

※2 給付者数のうち24人は年度途中の国外転出等のため先行給付のみ

※3 児童数のうち55人は年度途中の国外転出等のため先行給付のみ

### 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)【子ども家庭課】

・厚生労働省からの通知を受けて、新型コロナウイルスによる影響が長期化する中、児童扶養手当受給者等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から児童 1 人につき 5 万円の給付を実施

日付	対応
3年4月1日	事業実施決定
3年5月6日	申請受付開始
3年5月10日	支給開始
4年2月28日	申請受付終了
4年3月31日	事業終了

年度	給付区分	対象者	給付者数	児童数	金額
3年度	積極給付	・3年4月分の児童扶養手当受給者	1,277人	1,680人	84,000,000円
	申請給付	・公的年金等受給により3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者	36人	48人	2,400,000円
		・新型コロナウイルスの影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となった者	138人	179人	8,950,000円
		合計	1,451人	1,907人	95,350,000円

### 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)【子ども家庭課】

・厚生労働省からの通知を受けて、新型コロナウイルスによる影響が長期化する中、低所得の子育て世帯(0歳～高校生年齢の児童を養育している世帯)に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から児童 1 人につき 5 万円の給付を実施

日付	対応
3年5月28日	事業実施決定
3年7月5日	申請受付開始
3年7月30日	支給開始
4年3月15日	申請受付終了
4年3月31日	事業終了

年度	給付区分	対象者	給付者数	児童数	金額
3年度	積極給付	・3年度住民税均等割非課税で、3年4月分児童手当又は特別児童扶養手当受給者及び3年4/1～4年2/28に出生した子どもを養育する児童手当受給者	1,729人	2,711人	135,550,000円
	申請給付	・3年度住民税均等割非課税で、高校生のみを扶養している世帯等	125人	141人	7,050,000円
		・3年度住民税均等割は課税されているが、3年1月以降収入減により住民税均等割非課税と同等の収入になった者	92人	168人	8,400,000円
	合計			1,946人	3,020人

### 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)【子ども家庭課】

・厚生労働省からの通知を受けて、新型コロナウイルスによる影響が長期化する中、食費等の物価高騰に直面する児童扶養手当受給者等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から児童1人につき5万円の給付を実施

日付	対応
4年6月10日	事業実施決定
4年6月20日	申請受付開始
4年6月22日	支給開始
5年2月28日	申請受付終了
5年3月31日	事業終了

年度	給付区分	対象者	給付者数	児童数	金額
4年度	積極給付	・4年4月分の児童扶養手当受給者	1,231人	1,621人	81,050,000円
	申請給付	・公的年金等受給により4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者	20人	25人	1,250,000円
		・新型コロナウイルスの影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となった者	121人	170人	8,500,000円
	合計			1,372人	1,816人

### 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)【子ども家庭課】

・厚生労働省からの通知を受けて、新型コロナウイルスによる影響が長期化する中、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯（0歳～高校生年齢の児童を養育している世帯）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から児童1人につき5万円の給付を実施

日付	対応
4年6月10日	事業実施決定
4年7月13日	申請受付開始
4年7月29日	支給開始
5年3月15日	申請受付終了
5年3月31日	事業終了

年度	給付区分	対象者	給付者数	児童数	金額
4年度	積極給付	・4年度住民税均等割非課税で、4年4月分児童手当又は特別児童扶養手当受給者及び4年4/1～5年2/28に出生した子どもを養育する児童手当受給者	1,483人	2,322人	116,100,000円
	申請給付	・4年度の住民税均等割非課税で、高校生のみを扶養している世帯等	96人	115人	5,750,000円
		・4年度の住民税均等割は課税されているが、4年1月以降収入減により住民税均等割非課税と同等の収入になった者	39人	69人	3,450,000円
		合計	1,618人	2,506人	125,300,000円

### 住民税非課税世帯等臨時特別給付金【給付金対策室】

・国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルスの影響が長引く中、様々な困難に直面した区民が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるようにすることを目的に、対象世帯（住民税均等割を課されていない世帯等）1世帯につき10万円の給付を実施

日付	対応
4年1月14日	確認書の送付開始
4年1月31日	支給開始
4年9月30日	受付終了

支給額（1世帯あたり）	支給世帯数	支給額（合計）
10万円	62,406世帯	6,240,600,000円

### 傷病手当金(国保・後期高齢者)【医療保険年金課／高齢者医療担当課】

・厚生労働省からの通知を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型コロナウイルスすり患（疑いも含む）により労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けられなくなった被保険者に対し、新たな傷病手当金制度を創設し、2年度から支給を開始（5年5月7日までにより患等した被保険者対象）

#### 【国民健康保険傷病手当金支給実績】

年度	件数	支給金額
2年度	36件	2,854,680円
3年度	107件	5,800,291円
4年度	272件	9,678,089円

※後期高齢者医療制度については、申請受付から支給決定に至るまでの全業務を東京都後期高齢者医療広域連合にて実施